

建 管 第 9 8 4 - 3 号

平成 3 0 年 2 月 5 日

(一社) 埼玉県建築士事務所協会 会長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長

(公印省略)

埼玉県建築設計委託業務成績評定要領の改定について (通知)

本県の県土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について改定しましたので通知いたします。

記

1. 改定内容

旧 (評定の対象)

第 2 評定の対象は、原則として、1 件の業務委託料が 3 0 0 万円を超える 建築設計業務 (建築、電気設備、機械設備の設計業務) とする。

新 (評定の対象)

第 2 評定の対象は、原則として、1 件の業務委託料が 1 0 0 万円以上の 建築設計業務 (建築、電気設備、機械設備の設計業務) とする。

2. 適 用

平成 3 0 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知等をする建築設計業務

担 当 建築技術・積算担当 仲宗根・福井

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 5 1 9 2

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 6 8

E-mail a5190-06@pref.saitama.lg.jp